

平成 20 年 2 月 15 日

国 土 交 通 省

### 輸送中のガラス固化体等に対する防護の考え方

円滑な国際輸送を実施する観点からは、関係国と防護措置の整合を図ることが非常に重要である。このため、ガラス固化体の輸送に関する防護措置について、我が国に直接関係のある海外の事例について調査したところ、IAEA の核物質防護に関する勧告の改訂版 (Rev.4) (以下「IAEA 防護勧告」という。)の防護区分 を超える事例はみられなかった。

については、輸送中のガラス固化体に対する防護区分は、原子力委員会原子力防護専門部会 W.G.での審議において適切とされた、防護水準 C 相当の区分 が適当であると考ええる。

なお、IAEA 防護勧告等、輸送に関する国際的な指針の見直し等が今後行われた場合には、遅滞なくその内容を検討し、防護の考え方に適切に反映することが必要であると考ええる。

長半減期低発熱放射性廃棄物 (以下「TRU 廃棄物」という。)については、輸送に係る仕様が定まっておらず、輸送の実績もなく、また輸送の形態等も定まっていないことから、防護の水準を一つに定めることは困難である。

このため、今後、TRU 廃棄物の仕様の検討を踏まえ、輸送の形態等の検討をしつつ、TRU 廃棄物の防護区分を検討することが適切であると考ええる。

以 上